

習志野市選挙管理委員会議事録

令和7年度選挙管理委員会第6回臨時会

○開催日

令和8年1月26日(月)午前9時～午前10時30分

○場所

市役所2階会議室4

○委員

4名中「出席4名」「欠席0名」

役職	氏名	出欠	備考
委員長	樋上 雅 昭	出席	
委員長職務代理者	上 條 寿 美	出席	議事録署名
委員	齋 藤 いづみ	出席	
委員	川 城 一 浩	出席	

○付議事項と審議結果

上程19件中「可決19件」「否決0件」「審議未了0件」

付議事項	審議結果
議案第57号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて	可決
議案第58号 選挙人名簿から抹消することについて	可決
議案第59号 直接請求に必要な選挙人の数の決定について	可決
議案第60号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて	可決
議案第61号 選挙人名簿から抹消すべき日及び抹消する者を定めることについて	可決
議案第62号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について	可決
議案第63号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について	可決
議案第64号 開票管理者及びその職務代理者の選任について	可決
議案第65号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について	可決
議案第66号 投票所の決定について	可決

議案第67号 期日前投票所の決定について	可決
議案第68号 期日前投票所開閉時刻の繰り下げ及び繰り上げることについて	可決
議案第69号 在外選挙における指定期日前投票所の指定について	可決
議案第70号 期日前投票所の投票立会人の選任について	可決
議案第71号 開票の場所及び日時の決定について	可決
議案第72号 開票立会人決定のくじを行うべき場所及び日時の決定について (小選挙区)	可決
議案第73号 開票立会人決定のくじを行うべき場所及び日時の決定について (比例代表)	可決
議案第74号 最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時について	可決
議案第75号 委員長の執務場所を定めることについて	可決

●-----●

報告事項
報告第 7号 登録の移替えの延期を定めることについて(専決)
報告第 8号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて(専決)
報告第 9号 在外選挙人名簿に登録の移転をする者を定めることについて(専決)
報告第10号 在外選挙人名簿から抹消することについて(専決)
報告第11号 ポスター掲示場の設置場所の決定について(専決)
報告第12号 裁判官の氏名等の掲示場所の決定について(専決)
報告第13号 不在者投票用紙等の郵送等開始日の決定について(専決)

●-----●

< 発 言 要 旨 >

【委員長】

只今より、令和7年度第6回臨時選挙管理委員会を開会いたします。
会議録署名委員は、選挙管理委員会規程第10条の規定により、上條委員を指名します。
本日の議題は、お手元に配布しております次第のとおり、議案19件、報告7件であります。

議案第57号及び第58号は、選挙人名簿の調製に関するものです。
一括して事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

議案第57号及び議案第58号を事務局より説明する。
(説明後、登録・抹消にかかる各名簿を回付して確認する。)

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。
(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。
(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第59号は、直接請求に必要な選挙人の数の決定についてです。
事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第59号について事務局より説明する。

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。
(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。
(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第60号は、在外選挙人名簿の調製に関するものです。
事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第60号について事務局より説明する。
(説明後、登録・抹消にかかる各名簿を回付して確認する。)

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第61号から第75号までは、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に関するものです。

一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第61号から第75号までを事務局より説明する。

【委員長】

只今の事務局説明について、質疑ありますか。

(なしと言う声) 本件を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(なしと言う声) ないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、報告第7号から13号までは、同じく、このたびの選挙執行に関し、専決処分した事項の報告についてです。

一括して事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告第7号から報告第13号までを事務局より説明する。

それでは、以上をもちまして

令和7年度第6回臨時選挙管理委員会を閉会いたします。